(仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画

(素々案)





平成 26 年5月

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画作成時期 任意
- 4 計画期間 任意
- 5 策定体制

第2章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 人口・世帯・人口動態等
- 2 教育・保育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
- 4 ニーズ調査の結果概要
- 5 長野市の子ども・子育て支援の課題

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

- 1 基本理念 任意
- 2 家庭・地域・事業者・行政の役割

第4章 教育・保育提供区域の設定 必須

- 1 教育・保育提供区域について
- 2 認定区分ごとの区域設定
- 3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

第5章 教育・保育施設の充実

- 1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策 必須
- 2 教育・保育の一体的提供の推進 必須
- 3 教育・保育の質の向上
- 4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 任意

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須
- 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進 任意

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実
- 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

第8章 計画の推進体制

- 1 関係機関等との連携
- 2 計画の達成状況の点検・評価 任意

資料 編

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として策定する。

主な内容

○「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」(国の基本指針より)を目的とした計画策定の趣旨を記載します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て 支援事業計画」として位置付けられる。

最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者 計画等との調和を図ることとする。

■ 上位計画

市政全般

◎第四次長野市総合計画後期基本計画 計画期間: H24~H28

整合 1

長野市子ども・子育て 支援事業計画



■ 根拠法令

子ども・子育て関連3法

- ◎子ども・子育て支援法
- ◎認定こども園法
- ◎関連整備法

■ 関連計画

福祉

- ◎ ながの子ども未来プラン(長野市次世代育成支援行動計画 後期行動計画)
- ◎ 第二次長野市地域福祉計画
- ◎ 長野市障害者基本計画

その他

◎ 長野市教育振興基本計画

主な内容

- 〇子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」 であることを記載します。
- 〇最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等 との調和を図ることを記載します。

3 計画作成時期 任意

本計画は、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることとする。

主な内容

- ○事業計画の作成の時期を定めます。
- ○教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめます。

4 計画期間 任意

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする。

主な内容

○法の施行の日から5年を1期として作成することを記載します。

5 策定体制

(1) 長野市版子ども・子育て会議の設置

主な内容

〇子ども・子育て会議の設置(長野市社会福祉審議会児童福祉分科会で位置付け)について記載します。

(2) 利用者意向把握調査 (ニーズ調査) の実施

主な内容

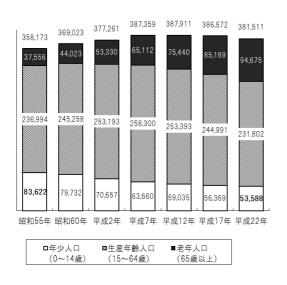
〇二ーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取 の実施について記載します。

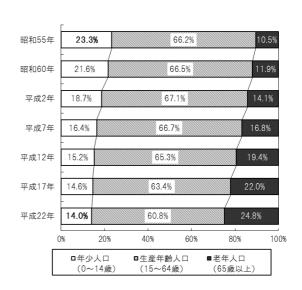
第2章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1)人口の推移

- ○平成12年ごろをピークに減少傾向に転じている。
- ○少子高齢化が進行し、年少人口が昭和 55 年から平成 22 年までの 30 年間で約 3,000 人減少し、全体に占める割合も 9.3 ポイント減少している。

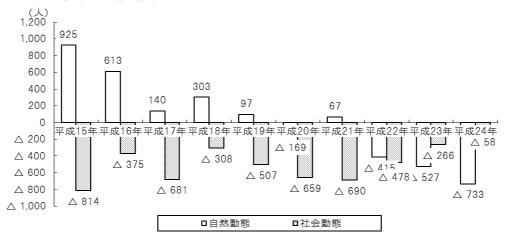




(2) 自然動態・社会動態

- ○社会動態(転入-転出)は、ここ 10 年間はマイナスで推移しており、人口減少の主な要因となってきた。
- ○自然動態(出生-死亡)は、平成19年ごろまでは、プラスで推移していたが、平成20年以降、マイナスの年が多くなっており、人口減少を加速させている。

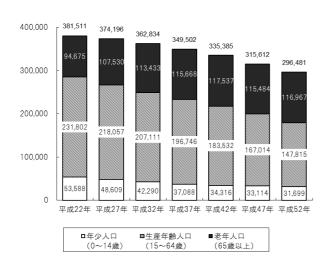
■自然動態・社会動態の推移



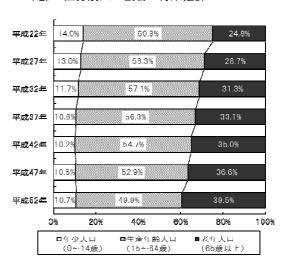
(3) 将来の人口推計

- ○平成52年には、30万人を下回ると推計される。
- ○年少人口も 30 年間で約 22,000 人減少すると見込まれる。

■年齢3区分別人口の将来推計



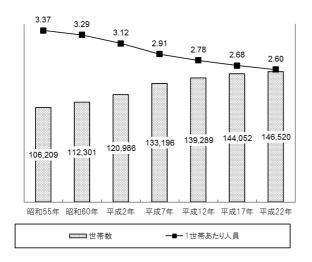
■年齢3区分別人口割合の将来推計



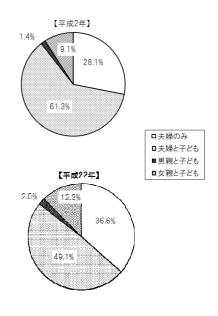
(4)世帯の状況

- ○世帯数は増え続け、昭和55年から30年間で約4万世帯増加している。
- ○1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展している。
- ○核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」の 割合が増加している。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移

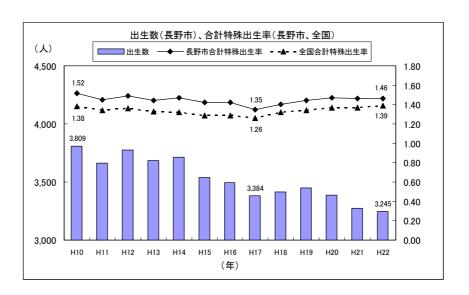


■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況

- ○出生数は、平成10年から12年間で、約500人減少している。
- ○合計特殊出生率は、全国出生率を上回っていますが、平成 10 年から 0.06 ポイント減少している。



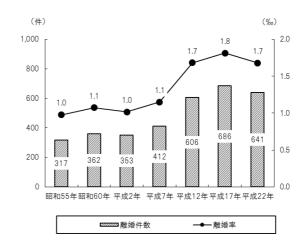
(6)婚姻・離婚の状況

- ○婚姻数、婚姻率は、年度による増減があるものの、概ね横ばいで推移している。
- ○離婚数、離婚率は増加傾向が見られ、昭和55年から30年間で離婚数が約2倍、離婚率が約1.7倍となっている。

■婚姻数および婚姻率の推移

(件) (‰) 3,500 8.0 6.9 7.0 3,000 6.0 6.1 5.6 6.0 2,500 5.0 2,000 4.0 1.500 3.0 2470 2.172 2.141 1,000 2,023 1929 2.0 500 1.0 0.0 昭和55年昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年 ₩₩₩ 婚姻件数

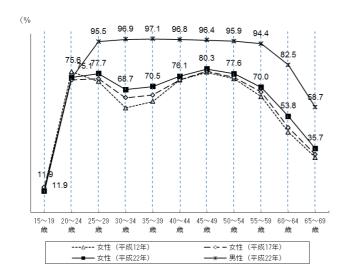
■離婚数および離婚率の推移



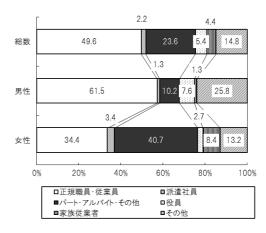
(7) 就労の状況

- ○女性の30歳代の労働力率が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになっている。
- ○男性は「正規職員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっている。

■年齢別労働力率(M 字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合

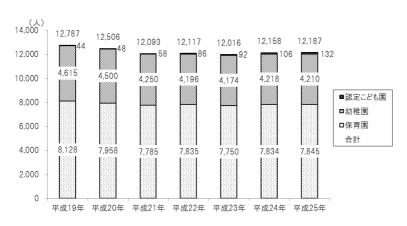


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

- 〇保育所、幼稚園利用児童数ともに、平成 21 年度まで減少し、それぞれ 7,800 人前 後、4,200 人前後で推移している。
- ○認定こども園利用児童数は年々増加してきている。
- ○全体では、平成22年度以降、やや増加傾向がみられる。

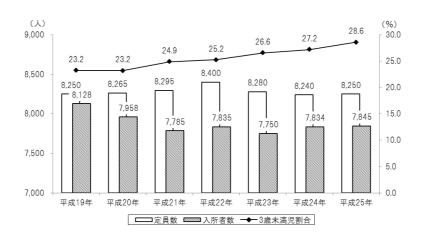
■保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育園の利用状況

- ○入所者数は、平成 21 年度以降、ほぼ横ばいとなっていますが、3 歳未満児の利用割合が高くなってきている。
- ○定員数は、平成 22 年に 8,400 人まで増加しましたが、統廃合等により 8,250 人まで削減している。

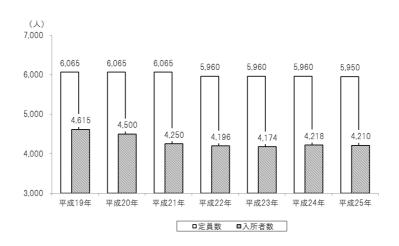
■保育園の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

- ○利用者数は、平成21年度以降、ほぼ横ばいとなっている。
- ○定員数は、平成22年に5,960人に、平成25年に5,950人に減少している。
- ○平成 25 年度で、定員 5,950 人に対し、利用者数は 4,210 人と約 7割の利用にとどまっている。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき 都道府県知事(政令指定都市、中核市市長を含む)が認可している認可保育所以外 のものをいう。

◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】11か所(うち、院内保育施設 5か所)

【児童数】119人(0歳14人、1-2歳85人、3歳17人4歳以上3人)

◆ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上 のいずれかに該当する施設

【施設数】6か所

【児童数】68人(0歳1人、1-2歳33人、3歳14人4歳以上20人)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業(延長保育·休日保育)

通常の開所時間(11時間)を超えて、更に延長して保育を行ったり(延長保育)、 日曜日・祝日にも保育を行う(休日保育)サービス。

【延長保育の実施状況】

(平成24年度実績)

実施施設:47 園(私立40 園、公立7園) 利用人数:延べ106,837 人

【休日保育の実施状況】

(平成24年度実績)

実施施設: 2園(柳町保育園、長野大橋保育園) 利用人数:延べ996人

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン)

従来の児童館等と小学校内施設(子どもプラザ)を活用し、留守家庭児童に加え、 希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供している。

(平成24年度実績) 【実施校区】51校区

【実施か所】91 か所(児童館・児童センター42 か所、 児童クラブ3か所、子どもプラザ46か所)

【登録児童数】6,229人

(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間(原則として7日以内)一時的に預かるサービス。

(平成24年度実績)

委託施設:6か所(善光寺大本願乳児院、三帰寮、円福寺愛育園、

恵愛学園、松代福祉寮、更級福祉園)

利用人数:2人

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭に おいて児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる サービス

(平成24年度実績)

委託施設: 2か所(三帰寮、松代福祉寮) 利用人数: 3人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(はじめまして赤ちゃん事業)

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな 不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状 況や養育環境を把握し、助言等を行う。

(平成24年度実績)

訪問率:84.7%

(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う。

(平成24年度実績)

延べ支援世帯数:68世帯

(6)地域子育て支援拠点事業(子ども広場、地域子育て支援センター、おひさま 広場)

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等 を行う。

◆こども広場

【じゃん・けん・ぽん】

(平成24年度実績) 利用者数:54,570人

【このゆびとまれ】

(平成24年度実績) 利用者数:35,647人

◆地域子育て支援センター

(平成24年度実績)

公立保育所: 6 園 利用者数: 35,284 人 私立保育所: 8 園 利用者数: 16,278 人

◆おひさま広場

(平成24年度実績)

公立保育所:36 園、私立保育所:28 園 幼稚園:28 園 計92 園で実施

利用者数: 20,735人

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービス。

(平成24年度実績)

利用人数:13,259人(私立5,352人、公立7,907人)

【一時預かり指定園】※常時受け入れ(専用の保育室、専任保育士あり)

公立:5園(山王、柳町、中央、共和、綿内)

私立:5園(善光寺、杉の子あぴっく、松ヶ丘、長野大橋、丹波島)

(8) 病児保育事業 (病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を専用の保育室で看護師・保育士が 預かるサービス。

【実施機関】長野赤十字病院 病後児保育「ゆりかご」

利用者数:延べ98人(平成24年度)

(9) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。

(平成24年度実績)

依頼会員:1,446人、提供会員:329人、両方会員:141人

利用件数:4,032件

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回。と合わせて血液検査 5 回。超音波検査 4 回。を公費負担する。

4 ニーズ調査の結果概要

○調査対象:市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 4,000人

〇調査期間: 平成 25 年 9 月 12 日~平成 25 年 9 月 27 日

〇調査方法:郵送配付•回収

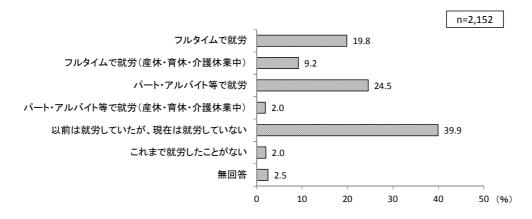
〇配布・回収:

種別	配布数	回収数	回収率	
合計	4,000 票	2, 152 票	53. 8%	

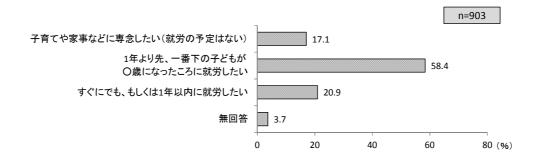
※詳細は、「利用意向把握調査 (ニーズ調査) 集計結果報告書」を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

○母親の就労状況(自営業・家事従業者含む)

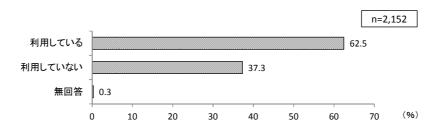


○現在就労していない人の今後の就労意向

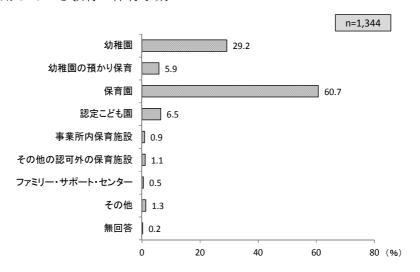


(2)教育・保育事業の利用について

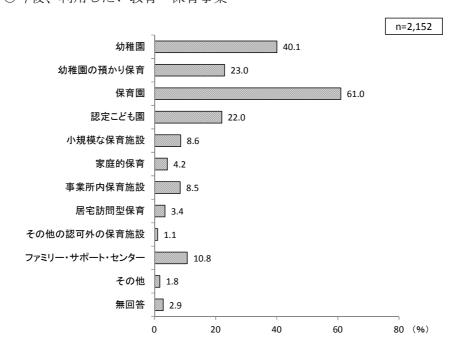
○平日の定期的な教育・保育事業(幼稚園、保育所など)の利用状況



○利用している教育・保育事業

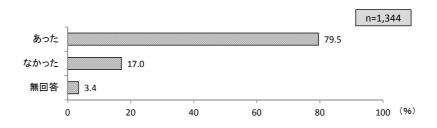


○今後、利用したい教育・保育事業

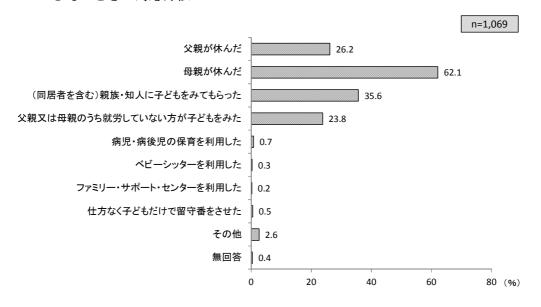


(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

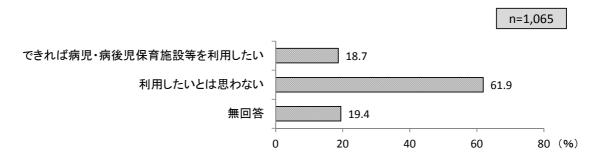
○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験



○そのときの対応方法

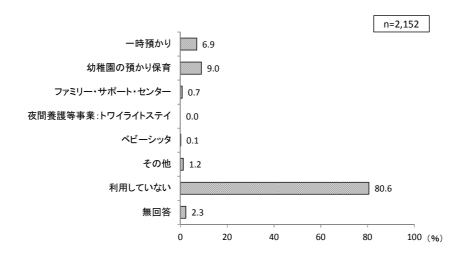


○病児・病後児保育の利用意向

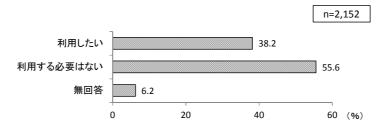


(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

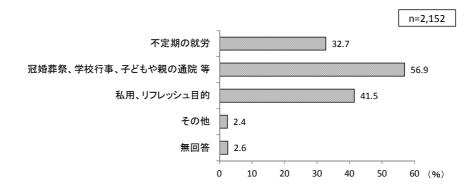
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業



○今後の不定期な事業の利用意向

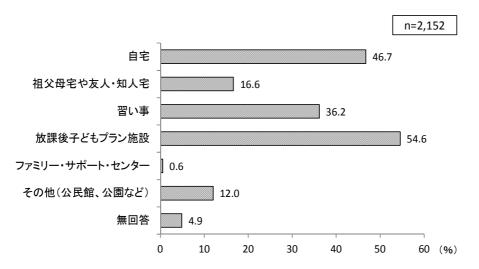


○事業を利用したい目的

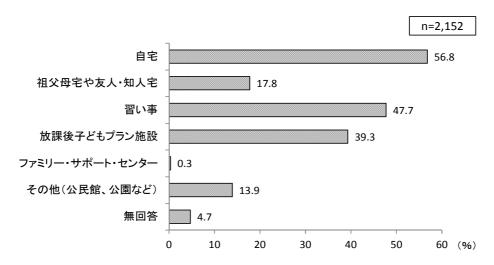


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

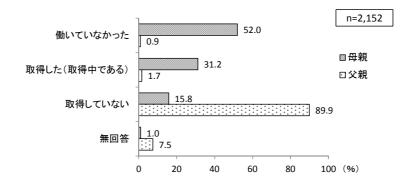
○低学年のうちに過ごさせたい場所



○高学年になったら過ごさせたい場所



(6) 育児休業の取得状況



5 長野市の子ども・子育で支援の課題

(第2章 $1\sim4$ を踏まえ、長野市の子ども・子育て支援の課題について、今後、整理・検討する。)

主な内容

〇これらの結果から本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念 ・目標・施策目標につなげていきます

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念 任意

(本計画への基本的なビジョンについて、今後、検討する。)

主な内容

○本計画への基本的なビジョンを明確にします。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割

(家庭・地域・事業者・行政の役割について、今後、整理・検討する。)

主な内容

○家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。

第4章 教育・保育提供区域の設定



1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から 容易に異動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定する。

(1)教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件 や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものである。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設 および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなって いる。

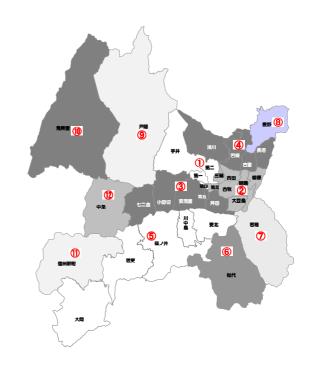
(2) 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、①地区内での教育・保育施設の利用率、 ②通園にかかる負担感、③各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏り」 の3つの項目を踏まえ、行政区を基礎単位とし、隣接する複数地区の組み合わせに よる区域設定を行った。

(3) 長野市における教育・保育提供区域

上記の考え方により、長野市では教育・保育提供区域(基本型)を以下の12区域に設定しています。なお、1号認定および地域子ども・子育て支援事業では、別途、教育・保育提供区域(応用型)を設定する。

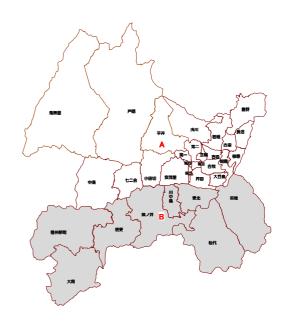
孝	教育・保育提供区域(基本型)						
1	第一、第二、第	第四、	芋井				
2	第三、三輪、ī 豆島、朝陽	古牧、	吉田、柳原、大				
3	第五、芹田、3	安茂里	!、小田切、七二				
4	古里、浅川、茅	若槻、	長沼				
5	篠ノ井、川中島	島、更	北、信更、大岡				
6	松代	7	若穂				
8	豊野	9	戸隠				
10	鬼無里 ① 信州新町						
12	中条						



2 認定区分ごとの区域設定

1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側 (犀北) と南側(犀南)とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域(応用型:1号認定 区分)とする。

教	教育・保育提供区域(基本型)					
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、三輪、古牧、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条					
В	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、 信更、 大岡、信州新町					



3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から市内全域または教育・保育提供区域(基本型)をベースに提供 区域の組み合わせによる教育・保育提供区域(応用型)を設定する。

なお、放課後児童健全育成事業については、長野市版放課後子どもプランの考え 方を踏まえ、例外として、小学校区による区域設定とする。

事業区分	教育・保育提供区域 設定(案)	考え方
利用者支援に関する事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応 じて組み合わせによる区域設定を行います。
時間外保育事業	基本型	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、 例外として小学校区とします。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応 じて組み合わせによる区域設定を行います。
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育 提供区域(基本型)とします。
病児·病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応 じて組み合わせによる区域設定を行います。
妊婦に対して健康診査を 実施する事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。

主な内容

- ○「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に 移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定します。
- 〇教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

第5章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 <mark>必須</mark>

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間に おける「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育 事業による確保の内容及び実施時期を設定する。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとする。

(1) 1号認定

■A提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
過	不足					

■B提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
過	· ·不足					

(2) 2号認定

■①提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

■②提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必	要利用定員総数					
	幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
	上記以外					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	認可外保育施設					
遥	· ·不足					

■③提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必	要利用定員総数					
	幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
	上記以外					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	認可外保育施設					
過	· !不足					

■④提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必	要利用定員総数					
	幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
	上記以外					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	認可外保育施設					
過	不足					

(3) 3号認定(0歳)

■①提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
业	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
過	· ·不足					

■②提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
业	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					

■③提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数						
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
過	不足					

■④提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
业	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
過	不足					

(3) 3号認定(1・2歳)

■①提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数						
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
遥	不足					

■②提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
业	要利用定員総数					
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
過	不足					

■③提供区域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数						
確	保の内容					
	特定教育・保育施設					
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
過	:不足					

(4)保育利用率

主な内容

- 〇国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における 「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。
- 〇設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

2 教育・保育の一体的提供の推進 必須



(認定こども園の普及に係る考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育 て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0~2歳に係る取組と3~5歳に係る 取組の連携等について、第3回分科会の議論を踏まえ、方向性を整理・検討する。)

- ①認定こども園の整備促進
- ②幼・保・小連携の体制強化
- ③地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

3 教育・保育施設の質の向上

(質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取組について、今後、整理・検討する。)

- ①職員配置の充実
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

主な内容

○認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育 て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組 の連携等について記載します。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保



(保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利 用できるための取組について、今後、整理・検討する。)

主な内容

○保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利 用できるための取組を記載します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

必須

(国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て 支援事業の確保の内容及び実施時期を設定する。)

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとする。

■時間外保育事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	必要利用定員総数					
1	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
2	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
3	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
4	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
5	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
6	確保の内容					
	過不足					
	必要利用定員総数					
7	確保の内容					
	過不足					

/ 主な内容

- 〇国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 〇設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確 保の内容及び実施時期を設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

(質の高い地域の子育て支援に向けた取組について、今後、整理・検討する。)

主な内容

○質の高い地域の子育て支援に向けた取組を記載します。

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進



1 児童虐待防止対策の充実

(養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について、今後、整理・検討する)

主な内容

○養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐 待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について記載します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について、今後、整理・検討する)

主な内容

〇地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。

3 障害児施策の充実

(障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進、発達障害を含め障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について、今後、整理・検討する)

全な内容

- 〇障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。
- 〇発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会 参加をするために必要な力を身につけるための取組について記載します。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

(働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について、今後、整理・検討する。)

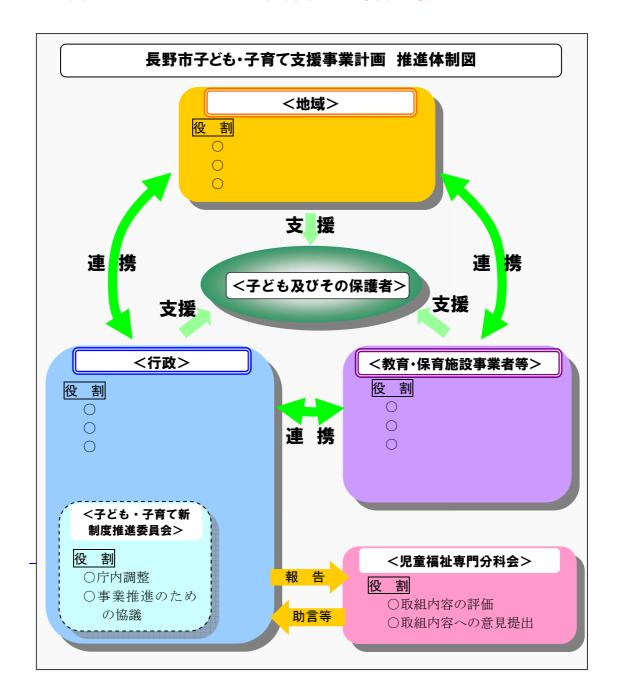
すな内容

○働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社 会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対 応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について記載します。

第8章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(計画の推進における庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携 及び協働による計画の推進について、今後、整理・検討する。)

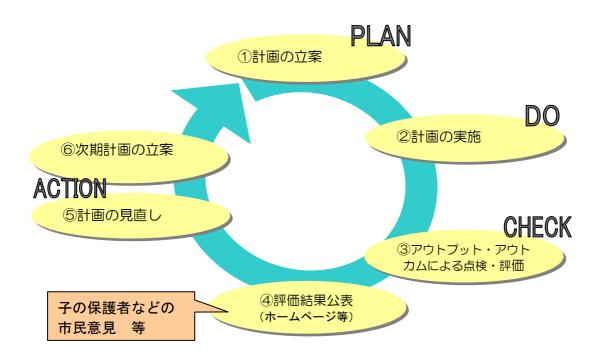


主な内容

〇庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画 の推進について記載します。

2 計画の達成状況の点検・評価 任意

(個別事業の進捗状況 (アウトプット) 及び計画全体の成果 (アウトカム) について点検・ 評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて、今後、整理・ 検討する。)



主な内容

〇個別事業の進捗状況 (アウトプット) 及び計画全体の成果 (アウトカム) について点検・ 評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載します。

<u>資料編</u>

資料1施策一覧

資料2利用希望把握調査(ニーズ調査)結果概要

資料3 計画策定の経緯

資料4用語解説

資料5 000

•

_

資料3 計画策定の経緯

月日	主な検討事項等
平成 25 年 5 月 27 日	・幼稚園における保護者の就労状況等のアンケート調査実施
平成 25 年 5 月 31 日	○ 第1回長野市社会福祉審議会開催【議事】・長野市版子ども・子育て会議について
平成 25 年 5 月 31 日	○ 第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市版子ども・子育て会議について 【資料】 ・子ども・子育て支援新制度の概要 ・長野市版子ども・子育て会議について
平成25年6月3日	○ 部長会議 ・長野市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)ーながの子 ども未来プラン中間評価報告
平成25年7月3日	・長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会要領施行
平成 25 年 8 月 9 日	○ 第1回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画の作成等について ・長野市の現状等について ・ニーズ調査について
平成 25 年 8 月 26 日	○ 第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画の作成等について ・長野市の現状等について ・ニーズ調査について
平成 25 年 9 月 12 日	 ○長野市子ども・子育て支援事業計画の策定の準備に係る利用希望把握調査等(ニーズ調査)の実施 ・調査の対象及び世帯数市内に居住する乳幼児のうち、平成19年4月2日から平成25年8月16日までに出生したものの保護者を対象とし、抽出の上、4,000世帯を対象とした。 ・調査期間平成25年9月12日から9月27日まで(16日間) ・回収率52.4%(平成25年11月26日現在)

平成 25 年 9 月 19 日	 ○保育所・幼稚園・認定こども園の運営方針等について照会・照会先・各公立・私立保育所・各私立幼稚園・各公立・私立認定こども園・照会内容・施設の運営方針・特色ある取組等・その他事項(食育の取組、地域との協働など)・照会期間平成25年9月19日から10月3日まで
平成 25 年 9 月 30 日	・長野市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例公布、施行
平成 25 年 10 月 2 日	・子ども・子育て支援事業計画策定諮問
平成 25 年 10 月 2 日	・子ども・子育て支援事業計画策定諮問付託
平成 25 年 10 月 8 日	・認可外保育施設の利用状況に関する調査実施
平成 25 年 10 月 28 日	○ 第2回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・長野市子ども・子育て支援事業計画の構成等について ・幼児期の教育・保育の一体的提供の推進等について
平成 25 年 11 月 6 日	○ 第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】・長野市子ども・子育て支援事業計画の構成等について・幼児期の教育・保育の一体的提供の推進等について
平成 26 年 1 月 10 日	○ 第3回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・利用希望把握調査 (ニーズ調査) の結果 (単純集計) について ・教育・保育提供区域の設定について ア 教育・保育提供区域の設定について イ 認定区分ごとの区域の設定について ウ 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域の設定について
平成 26 年 1 月 22 日平成 26 年 1 月 28 日	○ 第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・利用希望把握調査 (ニーズ調査) の結果 (単純集計) について ・教育・保育提供区域の設定について ア 教育・保育提供区域の設定について イ 認定区分ごとの区域の設定について ウ 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域の設定について
1 1 1 20 H	○ 第2回長野市社会福祉審議会開催 【議事】子ども・子育て支援新制度の概略について

平成 26 年 3 月 28 日	○ 第5回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】
	・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
	・事業計画の構成(案)について
平成 26 年 5 月 20 日	○ 第1回(通算第4回)長野市子ども・子育て支援新制度推 進委員会開催 【議事】
	・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに ついて
	・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について
平成 26 年 5 月 29 日	
	○ 第1回長野市社会福祉審議会開催 【議事】子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 5 月 29 日	
	○ 第1回(通算第6回)長野市社会福祉審議会児童福祉専門 分科会開催
	【議事】 ・「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利 用者負担について
	・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに ついて
	・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について
	・婚活支援事業について ・参考資料 子ども・子育て支援新制度について(内閣府子 ども・子育て支援新制度施行準備室作成)



長野市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年4月

発行 長野市

編集 長野市こども未来部こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL 026-224-6796 FAX 026-224-5108

ホームページ http://www.city.nagano.nagano.jp/

E-mail ko-seisaku@city.nagano.lg.jp